

開設法人 代表者 様
指定（介護予防）訪問介護事業所 管理者 様
指定居宅介護支援事業所 管理者 様
指定介護予防支援事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業所（グループホーム）の入居者が
介護保険法に基づく訪問介護を利用する場合の取扱いについて（通知）

日ごろから、本市の福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

これまで本市では、「障害者自立支援法による共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）サービス受給者の介護保険における訪問介護の利用について」（平成 19 年 6 月 20 日健高健第 449 号。以下「旧通知」という。）に基づき、共同生活援助事業所（グループホーム。以下「障害者GH」という。）の入居者が一定の要件を満たしている場合、介護保険法に基づく訪問介護の利用が優先適用される こととしていました。

しかし、旧通知において示している取扱いの有効期間が平成 21 年 3 月末で満了しており、当該期間以降に当課が作成した「介護保険事業者向け Q & A 集」（以下「Q & A 集」という。）においては「対象者が介護保険の要介護認定（要支援認定）を受けている場合、介護保険に基づく訪問介護が優先適用される」旨のみご案内してきました。

この度、障害者GHの所管部署である本市障害支援課及び障害者総合支援法に基づく居宅介護等の所管部署である本市障害福祉課と取扱いについて改めて協議し、障害者GH入居者が訪問介護を利用するためには、「横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」等に基づき、原則として「対象者が要介護認定（要支援認定）を受け、かつ障害支援区分4以上」であることを必要とする取扱いが適切であると判断しました。

ついでには、Q & A 集における取扱いを変更します ので下記 URL よりご確認いただき、適正なサービス提供を行ってください。また、次ページに当該取扱いを一部抜粋し掲載しています ので、併せてご覧ください。

■横浜市 高齢者福祉の案内 > 事業者の方へ > 介護保険事業運営・開設関連情報
> 介護保険事業者向け Q & A 集

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/kaigo/>

※ 更新により、上記 Q & A の掲載ページが変更となる場合があります。

本通知に定める要件を満たしていない場合、障害者GHの入居者が訪問介護を利用することはできません のでご注意ください。

ただし、要件を満たしていないが、現在すでに訪問介護を利用している入居者については、例外的に平成 30 年 3 月 31 日までの間は利用ができるものとします。当該期間を利用し、関係者間において代替サービスの導入等の必要な調整を行ってください。

【内容】

1 障害者GHの入居者に対する訪問介護の利用について

要介護認定（要支援認定）を受けている障害支援区分4以上の障害者GHの入居者が、下記のいずれかの要件を満たし、かつ訪問介護サービスの利用について障害者GHと利用者間で了解が得られている場合、介護保険法に基づく訪問介護が障害者総合支援法に優先して適用されます。

- (1) 同行援護・行動援護又は重度訪問介護対象者と認定された者
- (2) 上記以外で以下の要件を満たす者（身体介護に係るものに限り利用可）
 - (ア) 障害者GHの個別支援計画に訪問介護の利用が位置付けられていること
 - (イ) 障害者GHでの訪問介護利用について市町村が必要性を認めること

なお、介護保険法に基づく訪問介護を利用すると、障害者総合支援法に基づく居宅介護等と同様に自立支援給付費が減算される取扱いとしているため、サービス提供前に援護の実施機関（各区役所）の障害業務担当及び障害者GHと十分に調整してください。障害業務担当では支給決定を変更する必要があります。

2 通院介助（身体介護）又は通院等乗降介助の利用について

要介護認定（要支援認定）を受けている障害支援区分1以上の障害者GHの入居者が、下記要件を全て満たしている場合、介護保険法に基づく訪問介護が障害者総合支援法に優先して適用されます。ただし、通院の対象回数は、月2回を限度とします。

- (1) 慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により定期的に通院が必要とされていること
- (2) 通院介助がサービス計画に位置づけられていること

※ 本通知の施行に伴い、旧通知は廃止します。また、今後関係法令の改正により、本通知で示している取扱いを変更する場合がありますが、その際は別途通知します。

※ 障害者総合支援法に基づかないグループホーム（グループホームA型）については従来どおり、入居者が介護保険の要介護認定（要支援認定）を受けており、当該施設が利用者にとっての居宅（日常生活上の拠点）とみなされる場合、介護保険サービスの利用が可能です。該当するグループホームについては、下記URLよりご確認ください。

（「障害福祉のあんない 2016（冊子版）」（PDF形式）の、「地域活動施設一覧表（地域活動ホーム、作業所、グループホームなど）」に記載） <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/annai10/>（平成28年1月1日現在）

グループホームA型の中には、年度の途中であっても障害者GHに変更する場合があります。グループホームA型の入居者が介護保険サービスを利用する場合は、必ず該当するグループホーム等に最新の情報を確認し、適切に対応してください。なお、上記URL内にある「グループホームばれっと（南区）」は28年3月1日時点で、すでに障害者GHに変更しています。

【問い合わせ先】健康福祉局介護事業指導課（介護保険法に基づく訪問介護）

Tel 671-3413/3483 Fax 681-7789

障害支援課（障害者総合支援法に基づく共同生活援助）

Tel 671-3565 Fax 671-3566

障害福祉課（障害者総合支援法に基づく居宅介護）

Tel 671-2402 Fax 671-3566